(文教科学委員会)

地 震 防災対策特別措置法 , の 一 部を改正する法律案 (衆第二七号) (衆議院提出) 要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地震防災緊急事業五箇年計画の内容

公 立 の 幼 稚 袁 のうち、 地 震防 災上 一改築又は補強を要するものについて、 地震防災緊急事業五箇年計 画 の

内容に追加するものとすること。

一、公立の小中学校等についての耐震診断の実施等

1 地 方 公共団 体 は そ の 設置する幼 稚 園、 小学校、 中学校、 中等教育学校の前期課程並びに特別支援学

校 の 幼 稚部、 小学部及び中学部 の校舎、 屋 内運動 場及び寄宿舎のうち、 地 震 に対する安全性 に 係 る 建 築

基 準 法等に適合しない 建築物 で 同 法第三条第二項の適用を受けているものについて、 耐震診断を行 わな

ければならないものとすること。

2 地 方公共団体は、 1の耐震診断を行った建築物ごとに、 その結果を公表しなければならないものとす

ること。

三、私立の小中学校等についての配

慮

玉 及 び 地 方公共 4 体 は 私 立 の 幼 稚 園、 小学校、 中学校、 中等教 育学校の 前期課程 並びに特別支援学校

の 幼 稚 部 小 学 部 及 び 中学部の 校 舎、 屋 内 運 動 場 及 び 寄宿舎につい て、 地 震 防 災 上 必 要な 整 備 の た め 財 政

上及び金融上の配慮をするものとすること。

四、国の補助の特例

1 公 立 の 幼 稚 園 小学校、 中学校、 中等教 育学 校 の前期課程 又 は 特別支援学校 の 幼 稚 部、 小 学 部 若し

は 中 · 学 部 の 校 舎、 屋 内 運 動 場 又 は 寄 宿 舎 で、 地 震 に ょ る 倒 壊 の 危 険 性 が 高 11 も の のうち、 ゃ む を 得 な L١

理 由 に ょ IJ 補 強 が 木 難 な も の の 改 築に 係 る 玉 の 負 担 割 合 _ を _ 分 の — とすること。

2 公 立 の 幼 稚 園、 小 学 校、 中 · 学校、 中 等 教 育学 校 の)前期 課 程 又は 特 別 支援学校 の 幼 稚 部、 小 , 学 部 若し <

は 中 · 学 部の 校舎、 屋 内 運 動 場 又は 寄 宿舎で、 地 震 に よる 倒 壊 の 危 険 性 が 高 しし も の の 補 強 に 係 る 玉 の 負 担

割合を三分の二とすること。

五、施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとすること。